

四 三 二 一 発 二 令 ○
發行方法の適用の法律発号名成条件二年六号府務省告示
等替法項及び根柢を記す年次二五達第
の適性及の及びその拠記する年次二五達第

百六十号
務取扱規則（平成十一年大蔵省
第十一年の規定に基づき、平成
五日に発行した政府短期証券の
とおり告示する。
一月四日
財務大臣 野田佳彦

九 八	七 ロ イ	六 ロ イ	五 方 募		
振額最 替 単 位 金	行争非者特国入価込 入価・別債札格金 札格第参市発競金 発競I加場行争額	行争非者特国入価 入価・別債札格行 札格第参市発競 発競I加場行争額	入価法入 札格決 定 の		
振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	千 万 円 千 百 万 千 円 八 四 三 十 千 百 八 百 九 億 円 十 九 六 千 九 百 四 十 百	八三七四 万千十兆 八四一四 千百万千 円八四三 一千百 八百九 億円十 九六 千九 九百 四百 十百	額万額 面円面 金金 額額 でで 三四 三千兆 四四 百四千 九四十 九百九 億円 千	込募各当も各 み限国ての申 の度債るか込 応額市。らみ 募の場その 額範特のう を圃別応ち 割内參募応 りに加額募 当お者を価 ていご順格 るてと次の 。各の割高 申応りい	価 格 競 争 入 札 發 行 一 と い う 。

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	口	十 イ	十 発					
払 者	入 場	元 債		債 行	争 非	者 特	国 入 価 發					
込 期 日	札 参 加	所 支 払	償 金 額	還 期 限	入 債 ・ 期 札 格 第 參 市 發 競 I	債 別 債 札 格 第 參 市 發 競 加 場	格 行 行 競 價 格 日					
平 成 二 十 二 年 十 月 二 十 五 日	財 務 大 臣 か ら 行 額 を と 、 百 支 き 円 払 は 還 年 に う 、 期 つ 。 そ が 月 き の 銀 百 翌 行 當 休 業 業 日 た 者	日 本 銀 行 額 を さ き き の 銀 百 円 休 業 業 日 に に	額 面 金 額 を さ き き の 銀 百 円 休 業 業 日 に に	額 面 金 額 を さ き き の 銀 百 円 休 業 業 日 に に	償 債 ・ 期 札 格 第 參 市 發 競 I	債 別 債 札 格 第 參 市 發 競 加 場	十 七 錢 一 厘 二 二 毛 九 十 九 九 円 九	額 面 金 額 を さ き き の 銀 百 円 休 業 業 日 に に	募 七 格 一 百 二 以 上 に の そ れ ぞ れ 円 応	十 七 錢 一 厘 二 二 毛 九 十 九 九 円 九	額 面 金 額 を さ き き の 銀 百 円 休 業 業 日 に に	の 記 載 又 は の 記 録 は 、 に よ 最 低 も の 面 と 金